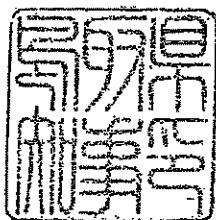




環 第 7 0 2 号
平成14年6月14日

国土交通省中国地方整備局長 前田正孝 様

鳥取県知事 片山善博



美保飛行場拡張整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見について（通知）

のことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項の規定に基づく意見は下記のとおりです。

記

1 総括的事項

- (1) 対象事業の目的について、背景及びその効果を含め環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において、具体的に明らかにすること。
- (2) 対象事業の内容について、次の事項を含め、準備書において具体的に明らかにすること。
なお、予測・評価に当たっては、想定し得る最大限の環境負荷を前提とすること。
 - ア 設置される滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、場周道路、排水処理施設、進入灯等の空港関連施設及びJR境線の地下化等の関連事業に伴い設置される施設の概要及び配置
 - イ 飛行場の拡張及びこれに伴うJR境線の地下化等の関連事業に伴い改変される面積
 - ウ 予定されている航空機の種類、飛行経路、発着便数、発着時間帯
 - エ 工事期間、工法、工程等の工事計画の概要
- (3) 評価項目、調査・予測・評価の手法の選定に当たっては、対象事業が自衛隊との共用飛行場であること、JR境線の地下化を伴うこと等の事業の特性及び周辺の土地の利用状況等の地域の特性を勘案するとともに、選定理由を準備書において具体的に明らかにすること。
- (4) 予測に当たっては定量的に把握することを基本とすること。
なお、定性的に把握する場合は、類似事例と比較する、専門家の助言を受ける等により客観性を保つこと。
- (5) 既存の調査結果等を用いて予測・評価を行うこととされているが、当該調査地点、時期の妥当性について準備書において明らかにすること。
また、既存の調査結果等では不十分な場合には、必要な追加調査を実施すること。
- (6) 環境保全措置の採用に当たっては、複数案の比較検討、実行可能なよりよい技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、その妥当性を検証し、その検討内容を準備書において明らかにすること。

2 個別の事項

(1) 大気環境について

- ア 事業実施区域周辺において、主要地方道米子境港線の付け替え計画があることから、その情報をお事業主体から得ることにより将来の環境の状況を勘案して予測・評価を行うこと。

イ 調査及び予測地点の選定に当たっては、病院及び社会福祉施設など環境の保全について特に配慮が必要な施設への影響について的確に把握できる地点として妥当であるか準備書において明らかにするとともに、必要に応じて調査地点の追加について検討すること。

ウ 環境騒音が一般地域の環境基準相当値を上回っている現状を踏まえ、必要に応じて調査地点、調査回数を増やすこと等により詳細な調査・予測を行うとともに、必要な環境保全措置について準備書において明らかにすること。

エ 航空機騒音の評価に当たっては、「航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」(平成13年1月5日付環大企第1号)の趣旨に基づき、都市計画に基づく用途地域が定められている地域のうち、第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域にあっては類型I相当との比較による評価を行うことが適当である。

また、用途地域が定められていない地域にあっては、現在及び将来の土地利用を勘案して適切な基準値との比較を行う必要があるため、準備書においてその基準値が妥当であると判断した理由を明らかにすること。

オ 航空機の運航による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の調査地点として、事業実施区域のごく近傍における現地調査地点と、約10キロメートル離れた文献調査地点のみが選定されているが、広範にわたる影響を予測・評価する地点として妥当であるか準備書において明らかにするとともに、必要に応じて調査地点の追加について検討すること。

(2) 水環境について

ア 河川の流出先である美保湾についても予測地域に加えること。

イ 融雪剤を含む雨水の排出先としている有田川の現況の総窒素濃度は、1.10～27.0mg/lと非常に高く、飛行場の施設の供用に伴いさらに悪化するおそれがあることを踏まえて的確に予測・評価を行うこと。

ウ 造成等による水質への影響については、コンクリート打設工事に起因するアルカリ排水及び薬注工事等による影響に対する環境保全措置についても準備書において明らかにすること。

エ 地下水の水質への影響については、その利用状況を十分に勘案するとともに、飛行場の施設の供用における融雪剤による影響を含めた予測・評価が必要かどうか検討し、含めない場合には準備書においてその理由を明らかにすること。

(3) 動物・植物・生態系について

ア 動物及び生態系については、工事の実施及び施設の供用等に伴い、騒音、水質の悪化及びバードストライク等による動物の生息への影響も考えられることから、「建設機械の稼働」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」、「航空機の運航」、「飛行場の施設の供用」を評価項目として選定することについて検討し、選定しない場合には準備書においてその理由を明らかにすること。

イ 植物については、事業実施区域周辺の保安林の機能に配慮し、それを構成する樹木の生育への影響についても予測・評価を行うこと。

ウ 水生生物については、対象事業実施区域内での影響だけではなく、水質の悪化のおそれがある河川の流出先である美保湾の生物への影響についても、予測・評価を行うこと。

(4) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場について

事業実施区域周辺の弓ヶ浜は弓ヶ浜景観形成地域に指定されていることを踏まえ、米子市側からの眺望点等も含め、近景及び中景のほか、遠景についても予測・評価を行うとともに、進入灯の設置に関しては、樹木の伐採を行わない等の複数案について比較検討し、その結果についても準備書において明らかにすること。

また、地域住民の日常生活に関わりの深い視点場からの眺望景観等についても、地元住民の意見を踏まえながら予測・評価を行うこと。

(5) 廃棄物等について

造成等に伴う建設発生土及び廃棄物については、その種類ごとの発生量だけでなく、搬出量、搬入量、再利用量、処分量及び搬出方法等についても予測・評価を行うこと。

(6) その他

航空機のプラストによる風圧等の影響について検討を行うこと。

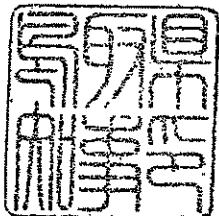


写

環第702号
平成14年6月14日

国土交通省大阪航空局長 井上和夫 様

鳥取県知事 片山善博



美保飛行場拡張整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見について（通知）

のことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項の規定に基づく意見は下記のとおりです。

記

1 総括的事項

- (1) 対象事業の目的について、背景及びその効果を含め環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において、具体的に明らかにすること。
- (2) 対象事業の内容について、次の事項を含め、準備書において具体的に明らかにすること。
なお、予測・評価に当たっては、想定し得る最大限の環境負荷を前提とすること。
 - ア 設置される滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、場周道路、排水処理施設、進入灯等の空港関連施設及びJR境線の地下化等の関連事業に伴い設置される施設の概要及び配置
 - イ 飛行場の拡張及びこれに伴うJR境線の地下化等の関連事業に伴い改変される面積
 - ウ 予定されている航空機の種類、飛行経路、発着便数、発着時間帯
 - エ 工事期間、工法、工程等の工事計画の概要
- (3) 評価項目、調査・予測・評価の手法の選定に当たっては、対象事業が自衛隊との共用飛行場であること、JR境線の地下化を伴うこと等の事業の特性及び周辺の土地の利用状況等の地域の特性を勘案するとともに、選定理由を準備書において具体的に明らかにすること。
- (4) 予測に当たっては定量的に把握することを基本とすること。
なお、定性的に把握する場合は、類似事例と比較する、専門家の助言を受ける等により客観性を保つこと。
- (5) 既存の調査結果等を用いて予測・評価を行うこととされているが、当該調査地点、時期の妥当性について準備書において明らかにすること。
また、既存の調査結果等では不十分な場合には、必要な追加調査を実施すること。
- (6) 環境保全措置の採用に当たっては、複数案の比較検討、実行可能なよりよい技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、その妥当性を検証し、その検討内容を準備書において明らかにすること。

2 個別的事項

- (1) 大気環境について
 - ア 事業実施区域周辺において、主要地方道米子境港線の付け替え計画があることから、その情報を事業主体から得ることにより将来の環境の状況を勘案して予測・評価を行うこと。

イ 調査及び予測地点の選定に当たっては、病院及び社会福祉施設など環境の保全について特に配慮が必要な施設への影響について的確に把握できる地点として妥当であるか準備書において明らかにするとともに、必要に応じて調査地点の追加について検討すること。

ウ 環境騒音が一般地域の環境基準相当値を上回っている現状を踏まえ、必要に応じて調査地点、調査回数を増やすこと等により詳細な調査・予測を行うとともに、必要な環境保全措置について準備書において明らかにすること。

エ 航空機騒音の評価に当たっては、「航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」(平成13年1月5日付環大企第1号)の趣旨に基づき、都市計画に基づく用途地域が定められている地域のうち、第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域にあっては類型I相当との比較による評価を行うことが適当である。

また、用途地域が定められていない地域にあっては、現在及び将来の土地利用を勘案して適切な基準値との比較を行う必要があるため、準備書においてその基準値が妥当であると判断した理由を明らかにすること。

オ 航空機の運航による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の調査地点として、事業実施区域のごく近傍における現地調査地点と、約10キロメートル離れた文献調査地点のみが選定されているが、広範にわたる影響を予測・評価する地点として妥当であるか準備書において明らかにするとともに、必要に応じて調査地点の追加について検討すること。

(2) 水環境について

ア 河川の流出先である美保湾についても予測地域に加えること。

イ 融雪剤を含む雨水の排出先としている有田川の現況の総窒素濃度は、1.10～27.0mg/lと非常に高く、飛行場の施設の供用に伴いさらに悪化するおそれがあることを踏まえて的確に予測・評価を行うこと。

ウ 造成等による水質への影響については、コンクリート打設工事に起因するアルカリ排水及び薬注工事等による影響に対する環境保全措置についても準備書において明らかにすること。

エ 地下水の水質への影響については、その利用状況を十分に勘案するとともに、飛行場の施設の供用における融雪剤による影響を含めた予測・評価が必要かどうか検討し、含めない場合には準備書においてその理由を明らかにすること。

(3) 動物・植物・生態系について

ア 動物及び生態系については、工事の実施及び施設の供用等に伴い、騒音、水質の悪化及びバードストライク等による動物の生息への影響も考えられることから、「建設機械の稼働」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」、「航空機の運航」、「飛行場の施設の供用」を評価項目として選定することについて検討し、選定しない場合には準備書においてその理由を明らかにすること。

イ 植物については、事業実施区域周辺の保安林の機能に配慮し、それを構成する樹木の生育への影響についても予測・評価を行うこと。

ウ 水生生物については、対象事業実施区域内での影響だけではなく、水質の悪化のおそれがある河川の流出先である美保湾の生物への影響についても、予測・評価を行うこと。

(4) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場について

事業実施区域周辺の弓ヶ浜は弓ヶ浜景観形成地域に指定されていることを踏まえ、米子市側からの眺望点等も含め、近景及び中景のほか、遠景についても予測・評価を行うとともに、進入灯の設置に関しては、樹木の伐採を行わない等の複数案について比較検討し、その結果についても準備書において明らかにすること。

また、地域住民の日常生活に関わりの深い視点場からの眺望景観等についても、地元住民の意見を踏まえながら予測・評価を行うこと。

(5) 廃棄物等について

造成等に伴う建設発生土及び廃棄物については、その種類ごとの発生量だけでなく、搬出量、搬入量、再利用量、処分量及び搬出方法等についても予測・評価を行うこと。

(6) その他

航空機のプラストによる風圧等の影響について検討を行うこと。

